

## 【年金Q&A】よくあるご質問

### Q. 「ねんきん定期便」とはなんですか？

A. 「ねんきん定期便」は、保険料納付の実績や将来の年金給付に関する情報を分かりやすくお知らせし、現役世代、特に若い世代に年金制度に対する理解を深めていただくことで、国民の年金制度に対する信頼を向上させることを目的として送付されています。

### Q. 自分の基礎年金番号の確認方法を教えてください。

A. 基礎年金番号は、以下の書類でご確認いただけます。

- ①年金手帳（青色） ②基礎年金番号通知書 ③国民年金保険料の口座振替額通知書
- ④国民年金保険料の納付書 ⑤年金証書 ⑥各種通知書等（額改定通知書・振込通知書等）
- ⑦平成28年度以前のねんきん定期便（平成29年度以降のねんきん定期便には基礎年金番号の記載がありません。）

上記書類で確認できない場合は、

- ・2号被保険者の方（会社員の方） お勤め先の総務関係部署に確認を!
- ・1号および3号被保険者の方（自営業や主婦の方等） 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」(0570-058-555)にお電話願います!その際、本人確認が必要ですが、平成29年度以降のねんきん定期便をお持ちの場合は、照会番号で本人確認が可能ですので、お手元にご用意願います。ねんきん定期便が無い場合も、氏名、生年月日、住所等で本人確認可能です。その後、基礎年金番号が記載された書類が郵送されます。

※年金手帳や年金証書がお手元に無い場合は、役場窓口や年金事務所で再発行の手続きを行うこともできます。（詳細は下記Q&Aをご確認ください。）

### Q. 年金手帳や年金証書を紛失した場合は、再発行できますか？

A. はい、できます。

年金手帳や年金証書の再交付は、役場窓口もしくは年金事務所でお申し込みいただくと、後日郵送されます。

なお、緊急性の高いものに限り、年金事務所の窓口での交付が可能です。ご本人（本人確認可能な身分証明書を持参された場合に限る）もしくは、次の代理人の方に限ります。

- ・社会保険労務士、社会保険労務士の代理の方
- ・法定代理人（法定代理人であることが証明できる書類が必要）
- ・事業主、事業主の代理の事務員（事業主を通じて申請書を提出されたもの）

### Q. 年金の見込額を確認するにはどうすればいいですか？

A. 年金の見込額を確認したい場合は、次のような方法でご確認願います。ただし、②③についてはお申し込みの後、郵送となります。なお、共済組合が支給する年金の見込額は試算できません。

- ①「ねんきんネット」の年金見込額試算
- ②日本年金機構管理の個人記録に基づいた「年金見込額試算」
- ③日本年金機構管理の個人記録に基づいた「年金加入記録照会・年金見込額試算」（電子申請）

※②③については50歳以上の方が対象です。

②は「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165) から、③は日本年金機構のホームページからお申し込みください。

### Q. 年金の支払月はいつですか？

A. 年金は年6回に分けて、2月、4月、6月、8月、10月、12月に前月までの2カ月分が支払われます。（例：4月に支払われる年金の内訳は2月と3月の2カ月分です。）

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

または役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115(内線166) 告知端末機：5-8813